

第6 特別な援助を要する家庭への支援

1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待はあってはならないという認識のもと、福祉関係者と医療、保健、教育、警察等関係機関が相互に連携し、情報を共有するなど、地域全体で子どもを守る支援体制を構築することが必要です。

要保護児童対策地域協議会は、平成16年の児童福祉法の改正により明文化され、被虐待児などの要保護児童の適切な保護を図るために、情報交換や支援内容に関する協議等を行っており、関係各機関と連携して、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に努めています。

(1) 関係機関との連携等

【現状と課題】

北海道函館児童相談所において、虐待の疑いがあるとして通告のあったケース、調査の結果、児童虐待と診断されたケース、それぞれの件数は平成25年度で通告件数260件、処理件数140件と、「児童虐待の防止等に関する法律」施行直後の、平成13年度の同74件、同42件と比較して大幅に増加しており、憂慮すべき状況ではありますが、一方、児童虐待に対する市民意識が向上し、子どもの見守り体制が確立されてきつつあることによるものとも考えられます。

また、近年、子どもの前で行われるドメスティック・バイオレンス(DV)についても、子どもへの心理的虐待とし、通告するという取り扱いが厳格化されたことが、件数増加の大きな要因ともなっています。

このようなか、本市では平成18年に「函館市要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待に係る相談・受理・支援体制の強化に努めており、構成団体の代表者会議のほか、実務者による事例検討会、研修会等を行うとともに、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなど、適切な対応を図っています。

しかしながら、児童虐待については、家庭という密室で発生することから、同協議会を構成する市や教育委員会、児童相談所等の関係機関が密接に連携し、個々の事例の解決につながるよう、より実効性のある取組みが求められています。

【施策の方向】

要保護児童対策地域協議会の活動を円滑かつ効果的に進めるため、関係機関の連携を強化します。

また、具体的な虐待事例に対して、迅速かつ適切に対応するため、当該協議会個別ケース検討会議における効果的な情報交換等により、各機関の役割や支援方針の確認・調整を行うなど、児童の安全確保を最優先としながら、家庭の状況等に応じて、適切な対応に努めていきます。

《個別事業》

■ 函館市要保護児童対策地域協議会 [子ども未来部次世代育成課]

市や教育委員会、児童相談所のほか、警察、保育所、幼稚園、小・中学校、主任児童委員、児童委員、医療機関など、子どもを取りまく関係機関により構成されており、代表者会議や実務者会議のほか、個別ケース検討会議を開催し、被虐待児などの要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報交換や支援の内容に関する協議等を行っています。

(2) 発生予防、早期発見・早期対応等

【現状と課題】

子育て家庭の孤立化はもとより、育児に手がかかることや家庭基盤の問題が児童虐待の要因となる場合があることから、これまで、「乳幼児健康診査」等の健診時や保健指導を通じて、子育てに関してリスクを持つ家庭の把握や相談・支援等を行ってきたほか、「養育支援訪問事業」や「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」を実施し、支援等の充実を図っています。

また、児童虐待を含め、子どもに関するあらゆる相談窓口として「子どもなんでも相談110番」を開設しているほか、児童虐待対応マニュアルを作成し、子どもたちを取り巻く関係団体等に配布するなど、その発生予防はもとより、早期発見・早期対応等に努めていますが、近年、相談や支援が必要なケースは増加傾向にあり、さらなる体制の強化が必要です。

【施策の方向】

「養育支援訪問事業」と「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」の連携を深めるとともに、妊娠11週以内の妊娠届出に関する周知・啓発や「乳幼児健康診査」の受診率の向上等を図ります。

また、主任児童委員、児童委員の活動を促進するなど、地域における子育て支援の充実を図るとともに、子育て家庭の見守り体制を強化するなかで、児童虐待の発生予防等に努めます。

《個別事業》

- 主任児童委員、児童委員の活動の促進 [保健福祉部地域福祉課]
(再掲、61頁)
- (仮称) DV被害者同伴児童サポート事業 [子ども未来部子育て支援課]
DV家庭のなかで育ったことにより傷ついた子ども達が、安心して安全でいられ、感情を適切に表現できるよう精神面での回復を図り、自尊心を持って生きていけるよう支援する事業で、計画期間内の事業化をめざします。
- 児童虐待防止意識啓発事業 [子ども未来部次世代育成課]
児童虐待対応マニュアルや児童虐待防止啓発用カードを作成・配布し、児童虐待の防止および対応に関する意識啓発を図る事業で、今後も継続していきます。
- 養育支援訪問事業 [子ども未来部次世代育成課] (再掲、36頁)
- 子どもなんでも相談110番 [子ども未来部次世代育成課] (再掲、45頁)
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
[子ども未来部母子保健課] (再掲、37頁)
- 妊婦健康診査 [子ども未来部母子保健課] (再掲、71頁)
- 妊産婦保健指導 [子ども未来部母子保健課] (再掲、72頁)
- 乳幼児健康診査 [子ども未来部母子保健課] (再掲、72頁)
- 乳幼児保健指導 [子ども未来部母子保健課] (再掲、73頁)
- 産後うつ・育児支援事業 [子ども未来部母子保健課] (再掲、75頁)

2 障がい児施策の充実

少子化が進むなかで障がいのある子どもは増加しており、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を行うため、障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、乳幼児期から学校卒業時まで地域で一貫して計画的に教育や療育を行い、身体障がい、知的障がいおよび発達障がいなどにより、教育・療育に特別なニーズのある子どもに対して適切な支援を行うための体制の充実を図ることが必要です。

さらに、保育所や放課後児童健全育成事業においては、各関係機関と連携し、障がい児の保育の推進を図ることが必要です。

このようなことから、本市では、平成24年4月にはこだて療育・自立支援センターを開設したところであり、「函館市障がい者基本計画」および「函館市障がい福祉計画」に基づき、障がいの種別や程度に応じた各種サービスの提供について、総合的かつ計画的に取り組んでいます。

(1) 障がいの早期発見・早期療育の充実

【現状と課題】

発育や発達の遅れを可能な限り早期に発見するため、乳幼児健康診査等の充実に努めるほか、健康診査の結果、経過観察を必要とする乳幼児に対する継続的な相談や訪問活動を行い、療育への円滑な移行を図っています。

【施策の方向】

乳幼児健康診査の受診率の向上を図るとともに、関係機関と連携し、障がいの早期発見・早期療育に努めます。

《個別事業》

■ 障害児等療育支援事業 [保健福祉部障がい保健福祉課]

障がい児等やその家族への個別の支援計画の策定・療育支援、家族への相談支援を行うとともに、医師などによる専門的な指導、支援など、発達支援体制の充実に努めます。

【施設数】 平成25年度：1か所

■ 障がい児に関する知識・情報の提供

[保健福祉部障がい保健福祉課、子ども未来部母子保健課]

保健・医療・福祉・教育の各機関等が実施している啓発事業を通じて、障がい児を持つ保護者や療育関係者のみならず、一般市民にも障がいに関する情報等を提供していきます。

- 乳幼児健康診査 [子ども未来部母子保健課] (再掲, 72頁)
- 乳幼児健康診査 二次スクリーニング [子ども未来部母子保健課] (再掲, 72頁)
- 乳幼児精密健康診査 [子ども未来部母子保健課] (再掲, 72頁)
- 乳幼児保健指導 [子ども未来部母子保健課] (再掲, 73頁)
- 障がい児訪問指導 [子ども未来部母子保健課]

障がいのある子どもの発達を支援するために、保健・医療・福祉・教育に関する情報を提供するとともに、保護者の育児不安の解消を図るために訪問指導の充実に取り組んでいきます。

【訪問件数】 平成25年度：延42件

(2) 一貫した総合的な障がい児施策の推進

【現状と課題】

障がい児の発達支援を進めるため、医療や療育の支援体制の整備に努めています。適切な医療や医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組みを推進するとともに、児童発達支援事業等を通じて、家族への支援も行っていく必要があります。

【施策の方向】

障がい児に対する相談支援体制を充実し、情報の提供および助言を行うとともに、保健・医療・福祉・教育などの関係機関において相互に連携を図り、必要な障がい福祉サービス等を提供することにより、障がい児および保護者を支援する体制を整備していきます。

《個別事業》

- 障害児計画相談支援

[保健福祉部障がい保健福祉課、療育・自立支援センター]

障害児通所支援を利用するにあたっては、平成27年度から障害児支援利用計画の作成が必須となることから、相談支援の充実に努めます。

【事業所数】 平成25年度：7か所

■ 日中一時支援事業 [保健福祉部障がい保健福祉課]

介護している家族が一時的に休息がとれるようにするとともに、障がいのある人に日中活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行っており、今後も継続していきます。

【利用人数】 平成25年度：延208人、589回

■ 児童発達支援

[保健福祉部障がい保健福祉課、療育・自立支援センター]

就学前の身体・知的・精神障がい（発達障がいを含む）児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行えるように児童発達支援センター等で支援を行っており、対象児童が増加していることから、充実に努めます。

【利用人数】 平成25年度：延1,294人、16,357回

■ 医療型児童発達支援

[保健福祉部障がい保健福祉課、療育・自立支援センター]

就学前の主として肢体不自由児を対象に、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関において、児童発達支援および治療を行っており、今後も充実に努めます。

【利用人数】 平成25年度：延303人、1,711回

■ 放課後等デイサービス [保健福祉部障がい保健福祉課]

小・中・高等学校に就学している障がい児に対し、放課後や夏休み等における居場所の確保を図る観点から、単なる居場所としてだけではなく、日常生活に必要な訓練や指導などの療育、その他必要な支援を指定サービス事業所で行っており、対象児童が増加していることから、充実に努めます。

【利用人数】 平成25年度：延1,281人、11,311回

■ 保育所等訪問支援

[保健福祉部障がい保健福祉課、療育・自立支援センター]

保育所等に通う障がい児に対し、集団生活への適応のための専門的な指導や支援を必要とする場合に、児童発達支援センター等の職員等が保育所等を訪問し、専門的な支援を行うとともに訪問先のスタッフに対する支援を行うもので、平成27年度からは児童発達支援センターの必須事業となることから、訪問支援の充実に努めます。

【利用人数】 平成25年度：延3人、3回

■ はこだて療育・自立支援センター診療所**[保健福祉部療育・自立支援センター]**

心身に障がいのある児童およびその疑いのある児童を対象に、医学的または心理学的判定による早期診断を行い、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、および臨床心理士等が連携して、地域の療育拠点としての機能を強化します。

■ 育成医療の給付 [子ども未来部母子保健課]

身体に障がいのある、または放置すれば一定の障がいを残すと認められる子どもで、手術等により確実に治療効果が期待できるものに医療費の給付を行うとともに、身体の障がいを補うための補装具の購入や修理費用の一部支給などを行っており、今後も継続していきます。

【医療の給付人数】 平成25年度：42人

【補装具の給付件数】 平成25年度： 1件

(3) 教育的支援の推進**【現状と課題】**

発達障がいを含む障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばし、集団への適応や将来の社会参加と自立に向けて成長と発達を促し、一人ひとりの教育的ニーズにあった支援を行うため、教員を対象として、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等、特別な支援を要する児童・生徒への教育的対応について研修会を実施しているほか、特別支援教育サポート委員会を設置し、各学校の教育的対応に関する助言を行ったり、特別支援教育支援員を配置し、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への学習や生活上の支援を行っています。

さらに、平成25年度からは、特別支援教育巡回指導員を配置し、通常学級に在籍し、特別な支援が必要と考えられる児童・生徒の早期実態把握や支援の方法、校内支援体制等についての指導・助言などの学校支援も行っています。

また、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者等への就学扶助についても行っています。

今後も支援を必要とする児童・生徒への社会全体の理解が深まるよう、特別支援教育のさらなる充実や意識啓発に取り組むことが必要です。

【施策の方向】

函館市特別支援教育研究会との連携を深め、研修に取り組むとともに、特別支援教育就学扶助を継続していきます。

《個別事業》

■ ウィークエンド・サークル活動推進事業

[教育委員会生涯学習部生涯学習文化課] (再掲、67頁)

■ 特別支援教育サポート委員会の設置

[教育委員会学校教育部学務課、南北海道教育センター]

市立幼稚園、小・中学校を対象として、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等、特別な支援を要する児童・生徒への教育的対応について、巡回相談などを通じて、専門的な意見の提示や助言を行っており、今後も継続していきます。

■ 特別支援教育支援員配置事業

[教育委員会学校教育部学務課、南北海道教育センター]

市立小・中学校に在籍する、特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対して、学校における日常生活上の介助や、学習支援を行う特別支援教育支援員を配置しており、今後も継続していきます。

【配置数】 平成25年度：50名

■ 特別支援教育巡回指導員配置事業

[教育委員会学校教育部学務課、南北海道教育センター]

市立小・中学校に在籍する発達障がい等の教育的支援が必要な児童・生徒に対して就学相談や就学後のフォローアップ訪問、巡回相談をとおして実態把握を行うとともに、各学校における特別支援教育推進上の諸課題に対して、学校支援や助言を行う特別支援教育巡回指導員を配置しており、今後も継続していきます。

【配置数】 平成25年度：2名

■ 特別支援教育に関する研修の充実

[教育委員会学校教育部南北海道教育センター]

市立小・中学校の教職員を対象に、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等、特別な支援を要する児童・生徒への教育的対応や検査方法、アセスメントの方法を研修し、実際の指導に活用を図る取組みを実施しており、今後も継続していきます。

■ 特別支援教育就学扶助 [教育委員会学校教育部保健給食課]

特別支援学級等に就学する児童・生徒の保護者の負担を軽減するため、学校給食費や学用品・通学用品購入費など必要な支給を行っており、今後も継続していきます。

(4) 保育所等における障がい児保育等の推進

【現状と課題】

保育所や幼稚園、放課後児童健全育成事業において、障がい児の保育等を行っていますが、保育等の体制の整備はもとより、統合保育の実施などにより、障がい児保育や、障がい児の発達支援の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

障がい児保育等については、統合保育における療育効果や障がいの種類や程度に応じた適切な発達支援が期待できるうえ、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発においても重要な取組みであり、ニーズへの適切な対応が必要なことから、保育等に携わる職員の研修の充実を図るなど、積極的に推進していきます。

《個別事業》

■ 保育所等訪問支援 [保健福祉部障がい保健福祉課]

療育・自立支援センター] (再掲、132頁)

■ 私立幼稚園における障がい児教育 [子ども未来部子ども企画課]

私立幼稚園では、障がいへの理解を深めるとともに、療育を進めるため、心身に障がいのある幼児を受け入れており、現在、22園中、18園で対応可能となっています。

【施設数】 平成26年度：18園 → 平成31年度：22園

■ 保育所における障がい児保育 [子ども未来部子ども企画課] (再掲、50頁)

■ 放課後児童健全育成事業における障がい児保育

[子ども未来部次世代育成課]

放課後児童クラブ（学童保育所）においては、可能な限り障がい児の受入れを行っており、現在、市として障がいのある児童を受け入れるための施設改修や備品購入を支援していますが、今後、平成27年度から実施の国の子ども・子育て支援新制度を活用しながら実施施設を拡大していきます。